

## 第 7 回 笠間市・友部町・岩間町合併協議会

日 時 平成 17 年 8 月 8 日（月）  
午後 1 時 30 分から

場 所 岩間町役場 2 階会議室  
（岩間町下郷 5140 番地）

(午後 1 時 3 0 分 開会)

○小松崎事務局長

各委員さんにおかれましては、大変お忙しい中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、只今より、第 7 回笠間市・友部町・岩間町合併協議会を開催させていただきます。

その前に、ここで報告事項がございます。

先般の協議会で、会長があいさつの中で、当該地域の廃置分合を県知事から総務大臣に届け出されたことに触れておりましたけれども、先月、7 月 14 日に総務大臣がこれを告示いたしておりますので、このことを報告させていただきます。

さて、議事に入ります前に、会議の傍聴人の方をお願いがございます。

受付の際に提示しておりました傍聴人へのお願いの事項を遵守の上、静粛に傍聴くださいますようお願い申し上げます。

さらに、携帯電話は電源を落としてくださいますよう、ご協力の程をお願い申し上げます。

また、委員さんにおかれましては、必ずお名前をお名乗りの上でご発言くださいますようお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、磯会長よりごあいさつを申し上げます。

○磯会長

会議の前でございますが、一言ごあいさつ申し上げます。

厳しい暑さが続く毎日でございますが、委員の皆様には、ご多忙な中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

先程事務局から、総務大臣が当該地域に係る廃置分合の告示をされたとの報告がございました。これで、いよいよ合併に関する法的効力が発生したということでございます。各委員の皆様方には、来年 3 月 19 日に円滑な合併ができますよう、より一層のご協力を賜りたいと存じます。

本日の議題は、協議事項が 1 件、報告事項として、合併協議会補正予算と事務事業の調整についての 2 件がございます。前回に引き続き、報告業務が多岐に渡りますことから、内容を区分して報告して参りたいと存じます。

今回も長時間に及ぶものと思われませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小松崎事務局長

本日の出席委員は 28 名で、本協議会規約第 9 条第 1 項に規定する定足数

に達しておりますので、本協議会は成立いたしております。

それでは、会長、進行をお願いいたします。

○磯会長

それでは、早速でございますが、会議次第に基づき議事を進めて参りますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

協議第27号 特別職報酬等審議小委員会の設置について。事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、特別職報酬等審議小委員会の設置についてご説明申し上げます。

会議資料の1ページをご覧ください。

協議第27号 特別職報酬等審議小委員会の設置について。

特別職の職員の報酬等を審議するため、別紙（案）のとおり小委員会を設置することについて、承認を求める。

平成17年8月8日提案。

次のページをお開きください。

特別職報酬等審議小委員会の設置について。

第3回協議会において確認された調整方針に基づき調整を行うものでありますが、具体的な金額等についても協議会において協議を行い、新市として適正な報酬額等を定めるものであります。

調整方針は、特別職の職員の給料及び報酬については、類似団体の特別職の職員の給料及び報酬額を参考に調整するものとする既に決定しております。

検討方法でございますが、協議の対象とする特別職は、

①常勤の特別職 市長（職務執行者を含む。）、助役、収入役、教育長

②議会議員 議長、副議長、議員

③農業委員会委員 会長、会長代理、委員

でございます。

小委員会の設置等でございますが、小委員会の委員は、協議会委員のうちから会長が指名する者9名（各市町ごとに3名ずつ）で構成いたします。各市町の長が推薦する者各1名に、小委員会への出席を求め、審議を行うものとします。

協議会での協議でございますが、小委員会からの報告に基づき、合併協議会において協議、確認を行うものであります。

次のページをお開きください。

小委員会規程でございます。

市章選定小委員会の条文とほぼ同じでございます。

第6条において、小委員会は、専門的な立場から助言を行う者として、各市町の長が推薦する者各1名に出席を求め、審議に加えるものとするとしております。

以上で説明を終わります。

○磯会長

説明が終わりました。特別職のうち、市長、助役等の常勤の特別職、議会議員、農業委員等の報酬について、小委員会を設けて審議した上、協議会本体で協議し、確認して参りたいと思います。また、各市町の長が推薦した専門的助言者1名ずつを加えた計12名の構成としたいという提案でございます。このことにつきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。何かございますか。

(「なし」の声あり)

○磯会長

よろしいですか。それでは、異議がないということでございますので、特別職報酬等審議小委員会規程は本日から施行し、この規程第3条第2項により、私から次の方々を特別職報酬等審議小委員会委員として指名させていただきます。

笠間市からは渡辺浩一委員さん、佐藤英男委員さん、小里敏郎委員さん、友部町からは上野登委員さん、桑野正巳委員さん、瀬畑洋子委員さん、岩間町からは小磯章一委員さん、藤枝一弘委員さん、上野眞委員さん、以上9名の委員さん方をお願いしたいと存じます。

また、専門的立場から小委員会に加わっていただく各市町1名の方々につきましては、それぞれ各市町の長から推薦いただいております。

笠間市は大関永子さん、友部町は鈴木征夫さん、岩間町は田山哲夫さんにそれぞれお願いしたいと存じます。

なお、この小委員会の委員長等の役員につきましては、最初に開かれる小委員会の中で互選していただくことになります。

それでは、以上のことにつきまして承認を求めたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

ありがとうございます。特別職報酬等審議小委員会につきましては、以上の内容で設置させていただきます。

なお、確認のため、特別職報酬等審議小委員会の名簿を只今事務局から配付させていただきます。

(名簿配付)

○磯会長

続きまして、報告第21号 合併協議会補正予算（第2号）についてを事務局から説明いたします。

○事務局

それでは、報告第21号 平成17年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会補正予算（第2号）についてをご説明いたします。

4ページをご覧くださいと思います。

平成17年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会補正予算（第2号）を編成したので報告し承認を求める。

平成17年8月8日

次の5ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、歳入歳出とも1,350万円を追加するものでございます。

次の6ページは歳入の補正でございます。

本年度既定予算額は872万5,000円でありましたが、今回、各市町から新たに450万円ずつご負担いただきまして、合計1,350万円を追加補正し、歳入合計を2,222万5,000円とさせていただきます。

次の7ページをご覧ください。

歳出の補正内容の主なものですが、1款の事業費の1目の事業推進費でございますが、小委員会の設置などに伴う委員報酬としまして42万1,000円、合併に伴うガイドブック作成印刷代などで543万8,000円、また、現在公募いたしております市章を実際に使用する際には一つの規格化を図らなければいけませんので、市章マニュアル委託料で58万6,000円など、計743万3,000円を追加補正させていただいております。

次の2款の総務費の1目の事務局費でございますけれども、職員時間外勤務手当で100万8,000円、臨時雇人の賃金で107万8,000円、また、合併PR用消耗品や印刷用の紙代等の消耗品で254万7,000円などを追加補正させていただいております。

更に、この合併協議会の補正を何回もする訳には参りませんので、緊急的・臨時的支出に対応するために、予備費としまして60万円の追加補正をしております。

これらを合わせまして、今回、1,350万円の追加補正によりまして、歳出合計は2,222万5,000円となっております。

以上で平成17年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会補正予算（第2号）の説明を終わります。

○磯会長

説明が終わりました。只今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○磯会長

よろしいですか。特にないようでございますので、只今の合併協議会補正予算（第2号）について承認を求めます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

異議なしということでございますので、平成17年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会補正予算（第2号）は承認されました。

続きまして、報告第22号でございますが、今回も業務内容が多岐に渡りますので、内容を区切って進行して参りたいと思います。

初めに、企画業務と消防防災防犯業務について、事務局から説明いたします。

○事務局

それでは、8ページをご覧ください。

報告第22号

事務事業の調整について

下記業務の調整について別紙のとおり報告する。

業 務 名

- |            |            |
|------------|------------|
| ・ 企画業務     | ・ 保健衛生業務   |
| ・ 消防防災防犯業務 | ・ 下水道業務    |
| ・ 税務業務     | ・ 農業集落排水業務 |
| ・ 生活環境業務   | ・ 上水道業務    |
| ・ 交通業務     | ・ 工業用水道業務  |
| ・ 高齢者福祉業務  | ・ 学校教育業務   |
| ・ 病院業務     | ・ 生涯学習業務   |

の報告でございます。

説明につきましては、本日の会議資料の報告書並びに行政制度・事務事業現況調書により、主なもののみ説明いたします。

企画業務について説明いたします。現況調書は3ページから18ページとなります。

報告書9ページ、現況調書は3ページをご覧ください。

1の市町章から次のページ、5の宣言等までは、既に協定項目19「慣行の取扱い」において、新市において制定するとの調整方針が出ております。

1の新市の市章については、公募を行い、制定の準備に入っております。

現況調書 5 ページ, 7 の総合計画でございます。地方自治法に基づき策定することになっております。調整方針は, 合併後, 新市において新たに策定するものとします。

8 は庁議でございますが, 重要施策の審議・調整を行うため, 笠間市及び友部町において設置しております。調整方針は, 合併時に新たに設置するものとします。

現況調書 7 ページ, 13 は行政改革でございます。

13-1 は大綱・計画でございます。3 市町とも計画を策定しておりますが, 策定期間に相違があります。調整方針は, 合併後, 新市において新たに策定するものとします。

現況調書 8 ページ, 15 は国土利用計画でございますが, 笠間市のみ策定しております。調整方針は, 当面は笠間市の現計画を新市に引き継ぎ, 新市において調査検討を行い, 新たに策定するものとします。

17 は開発公社でございますが, 笠間市において, 民法第 34 条による財団法人笠間市開発公社がございます。工業団地の造成分譲, 住宅団地の造成分譲や公共用地の委託買収等を行っております。新市の想定される事業を実施するためには, 笠間市開発公社を新市に引き継ぐことが有利であると考えられるため, 調整方針は, 現行のとおり新市に引き継ぐものとします。

18 は土地開発公社でございますが, 「公用地拡大に関する法律」に基づき, 友部町, 岩間町において設置しているものでございます。土地開発公社は, 道路等の公共用地の先行買収を行い, 事業の進捗を図るなど, その有効性については認識しているところでございますが, 近年の土地の動向などから, 県内自治体の動向を見ても, その必要性について議論がなされ, 解散している公社が多数出てきております。笠間市には財団法人笠間市開発公社があり, これを新市に引き継ぐことから, 土地開発公社の機能は概ね担える状況になると考えられます。また, 岩間町土地開発公社は, 「経営健全化計画」の策定が義務づけられております。調整方針は, 合併時までに調整するものとします。友部町及び岩間町の土地開発公社について, 合併時までに事業が完了できない場合は, 一方を解散し, 一方の土地開発公社を新市に引き継ぐものとします。ただし, すべて事業が完了する場合は, 解散も視野に入れ, 合併時までに調整するものとします。

現況調書 10 ページ, 19 は国際交流・姉妹都市等でございます。笠間市は矢板市, 赤穂市と姉妹都市を締結しております。岩間町は田辺市, 北海道白滝町と友好都市としております。調整方針は, 現行のとおり新市に引き継ぐものとします。

20 は男女共同参画でございますが, 笠間市のみ条例を制定しております。

推進条例及び事業については、合併時に笠間市の制度を基本に再編するものとします。計画については、合併後、新市において新たに策定するものとします。

現況調書12ページ，22－2は友部学・かさまをよくする市民会議でございます。笠間市のかさまをよくする市民会議については，現況調書に記載されておりませんが，市民憲章の推進のための官民連携による市民憲章推進団体でございます。友部学は，共援・共創・共感・共生を基本理念として，町民と行政がパートナーシップに基づき行政課題に取り組んでいく住民参画の取り組みであります。調整方針は，合併後，笠間市及び友部町の制度を基本に再編するものとします。

報告書10ページ，22－5はパブリックコメントでございます。友部町のみ制度化しております。町の主要な施策や事業の立案を行う際に，その草案を広く住民に公開し，住民の意見や情報を聞く制度でございます。合併時に友部町の制度を基本に統一するものとします。

23は関係協議会等でございます。

23－1の水戸地方広域市町村圏協議会から現況調書16ページ，23－14の大好きいばらき県民会議までは，現行のとおり，または新たに加入手続をいたします。

23－15の流通業務市街地整備連絡協議会は，平成16年度に脱退しております。

23－16はグリーンふるさと振興機構でございますが，笠間市のみ加入しております。現行のとおりとし，新市において旧笠間市の区域のみ加入するものとします。

24－5は空き家・空き店舗登録制度でございますが，笠間市のみの制度でございます。地域活性化や産業振興の一助として，新市においても有効な制度と思われます。調整方針は，合併後，新市において笠間市の制度を再考し，検討するものとします。

24－7は北関東自動車道拠点整備でございます。北関東自動車道のパーキングエリアが笠間市地内に整備される予定となっております。隣接地に，民間活力により地域振興拠点を整備するという内容の事業であり，新市においても有効であると思われます。調整方針は，現行のとおり新市に引き継ぐものとします。

以上で企画業務についての報告を終わります。

次に，消防防災防犯業務について報告します。現況調書は135ページから142ページでございます。

報告書は11ページ，現況調書は135ページをご覧ください。

1 は防災会議・計画でございます。

1－1 は防災計画でございます。調整方針は、合併後直ちに策定するものとしします。

1－2 は防災会議でございますが、それぞれ防災会議を設置しております。

また、2 の防災体制でございますが、災害発生時における指揮本部となるため、新市において再編するものでございます。調整方針は、合併時に新たに設置するものとしします。

現況調書136ページ、3 は防災行政無線でございます。3 市町ともそれぞれ整備されております。調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理方法については、現行を再編し、合併時に統一するものであります。

5 は災害時の連絡協定でございますが、それぞれ姉妹都市や郵便局、N T T、茨城コープなど協定団体がございます。有事における連絡・支援の協定であり、新市においても必要性があることから、調整方針は、現行を基本とし、新たに新市において関係団体と調整するものとしします。

10 は原子力防災でございますが、核燃料サイクル開発機構との連絡協定でございます。開発機構と機構の隣々市町村において結ぶ協定であり、3 市町同様であるため、調整方針は、合併後も引き続き協定するものであります。

11 は消防団でございます。消防団については、3 市町の実情に即した運営がなされてきております。有事における迅速な対応が求められることから、調整方針は、当面は、常陸大宮市、城里町消防団が採用した連合団方式とし、概ね2年を目途に統合するよう調整を図るものであります。この連合団方式は、3 市町の消防団が現行のまま存続し、消防団長のうちから、便宜的に市の消防団を代表する連合団長を置くものでございます。

11－3 は資格でございますが、それぞれ年齢制限等を定めております。団長、副団長等を除く団員の年齢を笠間市は18歳以上とし、友部町、岩間町は18歳以上45歳未満と定めております。団員の確保が困難となっており、高年齢の新入団員が出ている現状であります。団員の確保の観点から、調整方針は、笠間市の制度を基本に再編し、統一するものであります。

現況調書138ページ、11－5 はほう賞・表彰でございます。笠間市では笹目賞、滝野賞、長谷川賞が、友部町では石井賞がございます。篤志寄附により設置された基金によるものでございまして、基金については、協定項目5「財産の取扱い」において、現行のとおり引き継ぐものとして調整方針が出ておりますが、表彰基準については、現行を再編し、合併時に統一を図るものであります。

11-11は消防施設でございます。消防ポンプ自動車，消防団詰所等がございます。消防施設については，年次計画で整備しており，今後も引き続き整備する必要があることから，継続して整備を行うものであります。また，詰所建設でございますが，消防施設については自治体で整備すべきものであることから，新市が負担し設置を行うものであります。借地料については毎年度に対応していることから，合併後，調整を図るものであります。

報告書12ページ，現況調書141ページ，12は常備消防でございます。協定項目14「一部事務組合等の取扱い」において，新市において引き継ぐものとしております。

次のページ，142ページ，14は防犯でございます。

14-1は防犯連絡員制度でございますが，警察及び防犯協会が委嘱するものでございます。笠間市が205名，友部町が213名，岩間町が115名おります。協定項目16「公共的団体等の取扱い」，17「補助金，交付金の取扱い」において既に調整方針が出ておりますが，防犯協議会については，統合するよう調整に努めるものとします。

14-2は防犯推進活動でございます。

14-2-1は町内巡回パトロールでございますが，3市町とも巡回パトロールを実施しております。調整方針は，防犯連絡員によるものについては，防犯連絡協議会の統合に併せて調整するものとします。

自警団，個人ボランティアに対する支援については，現行を再編し，合併時に統一するものとします。

役場職員によるパトロールについては，現行を再編し，継続するものとします。

14-3は防犯街路灯でございます。防犯街路灯については，笠間市が2,000基，友部町が3,300基，岩間町が1,200基でございます。設置者，電気料，補助金等に差異がございます。防犯街路灯については，防犯意識の高まりに合わせて設置要望等が多く，通学路，区の間など，各区のみで設置・管理することが困難なものなどがあることなどから，調整方針は，合併時に笠間市の制度を基本に統一し，既存の防犯灯については，合併後，順次整理を行うものとします。

以上で消防防災防犯業務についての報告を終わります。

○磯会長

説明が終わりました。只今の事務局の説明について，何かご意見，ご質問はございませんか。

○常井委員

常井です。

消防団の組織について報告があった訳ですけれども、当面、連合団方式ということで、分団するとかということについては、この報告では、2年後に統合する中での協議課題になってくるということだろうと思うのです。消防団員がなかなか集まりにくいという現況でありますけれども、合併に際して、分団数を余りにも縮減する形で統合するのはいかがなものかなと私は思っているのです。できる限り今のままの体制の分団数を確保する方向がいいのではないかと私は思っています。と申しますのは、ご近所の底力ではありませんが、地域力の要になっているのが消防団なのですね。消防団、まさに分団の存在そのものなのですね。これを一度統廃合したら、設置、あるいは回復するのはなかなか大変なのではないかなと。また、例えば、今まで大字単位であったものを、今度は2つ、3つ、あるいはそれ以上統合して1分団置くとなった場合には、地元との兼ね合いが大分変わってきてしまって、地域防災力上も弱いものになってしまうのではないかと。そういう意味において、分団数の確保については十分配慮していただきたいと思うのですが、その辺のところは事務局でどういう議論をされたか、その点をお伺いしたいと思います。

#### ○事務局

現時点におきましては、各市町の消防団をそのまま引き継いで、連合団の団長を設置するというもののみの協議でございまして、個別の消防分団の統合までの話はしておりません。只今のご意見は分科会等に伝えて参りたいと考えておりますが、現時点では、そこまでの議論はされておられません。

#### ○常井委員

今、事務局から説明があった訳ですけれども、いろいろな団体の統廃合ということになると思うのです。会長さん、消防団につきましては、とりわけ重要な要素だと思いますので、私が申し述べたような点を分科会などでもう一揉みしてもらう方法はないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○磯会長

只今のご意見、ありがたいと思います。ただ、笠間では、何年前か、33分団から19分団にしたばかりというところもあります。各地域でダブっているような小さい地域の消防団もあろうかと思えますし、これでは足りないという部分もあるのかもわかりません。そういう意味では、合併時には今のままの団数といいますか、その形で進んで、今のご意見については、その後、幹事会なり皆様のご意見を聞いて決定していきたい。今お話が

ありましたように、地域の底力ではございませんが、消防団の力はそれなりに各地域で生きていると私は認識しておりますので、今後については、合併後、皆さんのご意見の中で決定していきたいなと思っています。そんなことでよろしゅうございましょうか。

○常井委員

はい。よろしくお願いします。

○磯会長

ありがとうございます。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○磯会長

よろしいですか。それでは、特にないようでございますので、企画業務及び消防防災防犯業務の調整方針についての承認を求めたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

異議なしということでございますので、企画業務及び消防防災防犯業務の調整方針は承認されました。

続きまして、税務業務、生活環境業務、交通業務について、事務局から説明いたします。

○事務局

次に、税務業務について報告いたします。現況調書は151ページから162ページでございます。

報告書は13ページ、現況調書は151ページをご覧ください。

1は市町民税でございますが、1-1は納税義務者、1-2は税率、1-3は非課税基準、1-4は農業所得、1-5は公示送達でございますが、3市町で差異がないため、現行のとおりといたします。

1-6は申告の方法でございますが、それぞれ確定申告受付システムにより受付をしております。調整方針は、新市において実施方法について調整するものとします。

現況調書152ページ、1-8は納期の設定でございます。既に協定項目9「地方税の取扱い」において調整方針が出ておりますが、それぞれ納期は4期となっております。笠間市は納期月の21日から30日まで、友部町、岩間町は1日から30日までとなっております。調整方針は、笠間市の制度を基本に再編し、合併時に統一するものでございます。

1-10は賦課でございますが、市町民税率及び非課税基準について、3

市町で差異がないものでございます。調整方針は、現行のとおりとする。納税通知書の発送方法については、納税組合の取り扱いと整合性を図り、調整するものとします。

2 は法人市町民税でございます。

2－1 は納税義務者でございますが、3 市町に差異がないため、現行のとおりといたします。

2－2 は税率でございますが、既に「地方税の取扱い」において、調整方針として、法人市町民税の法人税割の税率については、合併が行われた年度及びこれに続く1 年度に限り現行のとおりとし、合併の翌々年度に統一するものとするとしております。

3 は固定資産税でございます。

3－1 は納税義務者でございますが、3 市町、差異がないため、調整方針は、現行のとおりといたします。

3－2 は税率でございます。調整方針は、笠間市の制度を基本に再編し、合併時に新たに創設するものとします。

現況調書154ページ、3－5 は地籍図でございます。所管課が相違しております。調整方針は、組織機構の構築と同時に配備及び取り扱い等について合併時まで調整するものとします。

3－12 は固定資産評価審査委員会でございますが、既に協定項目11「特別職の職員の身分の取扱い」において調整方針が出ております。暫定固定資産委員会を設置するものとなります。

報告書14ページ、現況調書156ページ、3－15 は納期の設定でございます。既に協定項目9「地方税の取扱い」において調整方針が出ておりますが、それぞれ納期は4 期となっております。笠間市は納期月の21日から30日まで、友部町、岩間町は1 日から30日までとなっております。調整方針は、笠間市の制度を基本に再編し、合併時に統一するものでございます。

4 は軽自動車税でございます。

4－1 は納税義務者、4－2 は税率でございますが、3 市町とも差異がないため、調整方針は、現行のとおりといたします。

4－3 は申告書処理及び標識交付でございます。手数料等については、協定項目15「使用料、手数料等の取扱い」において調整済みでございます。現在の笠間市のナンバープレートの表記方法では新市人口規模に対応できないため、調整方針は、合併時より新ナンバープレートの交付を行うものとします。交付については、本庁及び支所、計3 カ所で行うものとします。

4－5 は納期の設定でございますが、市町民税、固定資産税の納期の調整方針と同じく、調整方針は、笠間市の制度を基本に再編し、合併時に統

一するものであります。

現況調書158ページ，5はたばこ税でございます。調整方針は，現行のとおりといたします。

6は鉱産税，159ページ，9は入湯税でございます。笠間市のみの制度でございます。調整方針は，笠間市の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設するものであります。

10は納期前納付に対する報奨金でございます。3市町とも差異がございますので，調整方針は，合併時までに統一するものとします。

11は納税組合でございます。税金の収納率向上に大きな役割を果たしてきた組合に対し，多くの自治体で，納税額の一定割合や一定額を奨励金などの目的で交付して参りましたが，事務経費と関係のない補助金等の支出は違法であるとの判例があり，廃止または廃止を検討している自治体が多い状況であります。また，組合発足当時に比較して金融機関の数が著しく増加したほか，口座振替制度の充実など，納税組合を経ない自主納付のための社会的環境が大幅に改善されていることから，調整方針は，納税組合完納奨励金については，合併時までに廃止するものとします。なお，納税組合長報酬，表彰及び補助金など，納税組合の組織に関しては，合併時までに，その取り扱いについて調整するものとします。

報告書15ページ，16は滞納整理でございます。実施方法に軽微な差異がございます。調整方針は，3市町の制度を基本に再編し，合併後，新たに創設するものとします。

18は税証明等の手数料でございます。それぞれ差異がございます。笠間市の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設するものとします。

以上で税務業務についての報告を終わります。

次に，生活環境業務について報告いたします。現況調書は163ページから175ページでございます。

報告書は15ページ，現況調書は163ページをご覧ください。

1は環境啓発事業でございますが，笠間市においては，環境楽習都市モデル事業等の環境教育，環境チケット，エコクラブ等の事業，友部町は，涸沼川探検隊等の環境教育，環境キャンペーン，フリーマーケット，エコショップ，岩間町は，巴川探検隊等の環境教育，環境キャンペーンを行っております。それぞれ特色ある事業を行っておりますので，合併後，徐々に統一するものとします。調整方針は，現行のとおりとします。

2は環境衛生制度でございますが，3市町ともクリーン作戦事業をそれぞれ実施しております。調整方針は，現行のとおりとし，合併後統一いたします。

現況調書164ページ，3は環境基本計画でございます。友部町のみ策定しております。調整方針は，友部町の制度を基本に再編し，新たに創設するものとしします。

5は公害対策でございます。

5-1は雑草の除去でございますが，岩間町のみ条例を制定し，指導しておりますので，調整方針は，岩間町の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設するものとしします。

5-2は水質管理でございます。調整方針は，友部町の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設するものとしします。水質調査については，合併後調整するものとしします。

5-9は協定等でございますが，公害防止に関する協定として，3市町ともゴルフ場や事業所などと協定しているものがございます。調整方針は，現行のとおり新市に引き継ぎます。

現況調書166ページ，7はごみの散乱に関する条例でございますが，それぞれ例規が制定されております。調整方針は，3市町の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設するものとしします。

9は浄化槽設置事業でございますが，3市町とも差異がないため，調整方針は，現行のとおりとしします。

報告書16ページ，現況調書168ページ，12は環境基本条例でございます。友部町のみ条例化されておりますが，調整方針は，友部町の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設するものとしします。

15-2は不法投棄でございます。不法投棄対策でございますが，監視体制にそれぞれ差異があります。笠間市のみの制度である情報提供報奨金については廃止いたしますが，調整方針は，笠間市の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設するものとしします。

現況調書170ページ，17はごみ処理でございます。

17-1は処理施設でございます。現況調書では，笠間市は民間処理業者，友部町，岩間町は一部事務組合による処理となっております。笠間市では，県環境保全事業団で整備したエコフロンティアかさまが今年8月1日に稼働いたしました。笠間市はエコフロンティアかさま，友部町，岩間町は環境センターによる処理となっております。新市においては現行のとおりといたします。

17-6は収集運搬体制でございますが，3市町とも民間業者に委託しております。調整方針は，現行のとおりといたします。委託業務に関しては，業務区域についても現行のとおりといたします。

現況調書172ページ，17-7はごみ処理手数料等でございます。新市にお

いては、処理場に相違があるため、手数料の統一に慎重なる検討が必要となります。調整方針は、合併時は現行のとおりし、合併後、統一に向け検討するものとします。

18はごみ減量に係る施策でございますが、資源物回収補助、リサイクル推進団体助成など、3市町ともさまざまな取り組みを行っております。調整方針は、現行のとおりとします。3市町独自の制度については、合併後、新市全域で推進するよう調整するものとします。

現況調書173ページ、21はエコフロンティアかさまでございます。

21-1の協定等から21-3の福田地区地域振興事業については、現行のとおりといたします。

以上で生活環境業務についての報告を終わります。

次に、交通業務について報告申し上げます。現況調書は181ページから182ページでございます。

報告書は17ページ、現況調書は181ページでございます。

1は交通安全でございます。

1-1は交通安全指導員でございますが、交通安全教育の目的で組織されたものでありますが、現在の活動内容は、ほぼ安全協会活動と同じ内容での活動となっております。笠間市は現在61名、友部町は10名、岩間町は13名を委嘱しておりますが、笠間市のみ交通安全協会員と同じ方を委嘱しております。3市町の報酬額に大きな相違があります。また、交通安全に対する啓発活動は、交通安全対策協議会等の組織を利用することも可能であります。調整方針は、現行の交通安全指導員については、合併の前日に廃止し、合併時に、交通安全教育等を中心に活動する新制度を創設するものとします。

1-2は交通安全推進員でございますが、友部町のみの制度であります。安全協会会員が事故に遭った場合の補償の関係から、町から委嘱しているものであります。市においては都市型保険の該当となり、新市で保険面をカバーできるため、合併の前日をもって廃止するものとします。

1-3は県民交通災害でございます。3市町とも取り扱っておりますが、加入率は25%程度となっております。小・中学生の加入には、それぞれ保険料に対し補助を行っております。笠間市は、新1年生及び要保護・準要保護の児童、生徒についてのみ全額補助、友部町は、小・中学生に対し半額補助、岩間町は、小・中学生に対し全額補助を行っております。調整方針は、友部町の制度を基本に再編し、合併時に新たに創設するものとします。合併の翌年度、18年度より、補助基準等については、友部町の制度に統一するものとします。

1－4は臨時運行許可でございます。仮ナンバーの交付でございますが、笠間市、友部町において取り扱っております。住民サービスの観点から、本庁及び支所のすべてで取り扱うものとします。調整方針は、笠間市及び友部町の制度を基本に再編し、合併時に新たに創設するものとします。

現況調書182ページ、1－6－3は交通安全対策協議会等でございます。調整方針は、岩間町の制度を基本に再編し、合併時に新たに創設するものとします。

以上で交通業務についての報告を終わります。

○磯会長

事務局の説明が終わりました。只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問をお願いいたします。

○上野（眞）委員

岩間の上野でございます。

環境問題の関係で、ごみ処理場の施設ですが、現在、岩間・友部は、内原を含めて環境組合を利用している。笠間は、8月1日からエコフロンティアかさまを使用する。現行のままということで、それはいいだろうと思うのですが、これから1つの自治体になったとき、2つの施設がある。例えば、友部の方も岩間の方も、これから笠間市民として、笠間の施設、エコフロンティアを使ってもいいのではないかなと。今、環境組合の中に内原が含まれておりますね。その辺はどうなるのか。エコフロンティアは、現在の笠間の方だけが使うのか。そうではなくて、共用するような使い方をしてもいいのではないかな。これは維持管理の面も色々あるかと思いますが、そのような整理の仕方をしていいのではないかなと私は感ずるのですが、いかがなものでございましょうか。

○事務局

只今のご質問でございますが、エコフロンティアも環境センターもそれぞれ地元と協定を結んでいるとか、それに伴いまして、負担金等も既に支出しているとか、例えば、笠間のごみを友部の柏井の環境センターに持っていった場合の時間的な問題とか、大きなトラックでないと運べないとか色々なことが議論されました。そういう中で、現行のまま、笠間のごみについてはエコフロンティアかさま、友部、岩間のごみについては環境センターでいくのが望ましいのではないかなという協議結果となってございます。

○上野（眞）委員

再度質問申し上げます。考え方に違いがあるのかなと思いますけれども、それぞれ一つの組織といいますか、環境組合は議会もありますし、予算も

持っている。また、既存の施設もまだまだ十分稼働できる。ただ、心配するのは、諏訪地区にある最終処分場も年限があるのではないか。そこまでいっても、岩間地区、友部地区の方は諏訪で最終処分をしなければならない。では、笠間はエコフロンティアをずっと使っていくのか。合併を考えて施設をつくったのではないと思うのですよね。例えば、笠間さんは、処理場が壊れてしまって、エコフロンティアが出来る前は、大変遠くの方まで運ばれて、ごみ処理に時間を費やしておった。その時、友部地区にある環境センターは、笠間のごみを受け入れなかったというお話も聞いております。そういう中で、8月1日から笠間地区にはエコフロンティアかさまが出来た訳でございますが、これから先の自治体として考えた場合、一つの市民となった場合、両方使ってもいいのではないかなという考えをする訳です。いろいろな機関がありますから、その辺はこれからきちっと整理されて、お互いに共通した施設として使っていた方が費用負担も違うのではないかなという気がするのですが、いかがなものですかね。

○磯会長

上野委員さん、確かにありがたいご質問でございますが、今、事務局でこれに答えられないだろうという気がします。笠間の場合、この建設に当たっては、もちろん負担金を出しておりますが、今、友部・岩間さんで使っている方がいっぱいになりそうだという場合には、事業団との交渉の中で、そのことについては多分出来ると思っております。一般廃棄物ですか、行政で収集している分については、今のとおりにさせていただきますが、もっと内容を練れば、個人で持っていく場合には、どちらでもいいといったことになるのではないかなと思っております。まだそこまでのすり合わせは出来ておりませんが、そのように努力していきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○上野（眞）委員

今、エコフロンティアは、それなりに使用目的に従って稼働していると思いますが、一部の話ですと、将来的には東京都の産廃が入ってくるのではないかなという心配があるようです。これは県の施設ですから、いろいろな考えがあるのだろーと思っておりますが、地元としては、地元優先ということで使えるようにしてほしいなど。他の県のものを受け入れるかどうかは、先の問題ですからわかりませんが、予想されるところは、東京都のごみを受け入れるのではないかなと。特に医療用の産廃が入って来るのではないかなというお話もちらちら伺っております。そういう不安は払拭していただいて、地元出来るものですから、できるだけ地元のごみを優先的に受け入れてもらえるような方向で努力していただきたいなと思っております。

○山口委員

山口でございます。

今、上野委員からご意見がございましたが、つくる過程の中で、私が認識しているのは、1つには、県外のごみは一切受け入れないと。これは地元との約束でございますので、一部、県外から持ち込まれるのではないかという心配事はないと私は思っております。

それと、先程お話がありましたように、合併を前提にしてつくった施設ではございません。ただ、その時点では、一般廃棄物については、市町村が処理する役割を担っていると。ただ、笠間市については、設置市でありますので、一般廃棄物であってもエコフロンティアで受け付けると。そういう話し合いの中で設置された経緯がございます。合併すれば、岩間・友部のごみも笠間市の一般廃棄物になる訳でございますので、その辺はどう解釈していいのか、私、わかりませんが、合併を前提にしてつくった訳ではないので、今の笠間市のごみは、一般廃棄物であっても事業団で処理する。そういう経緯がございました。

処分場については概ね10年、処理施設については概ね15年という計画がございますので、それ以降のことについては、新しい市の中で協議していくのがいいのかなと私は思っています。

○磯会長

ありがとうございます。

○川上副会長

私からも上野委員さんに話をしておいた方がいいのかなという点がありますので、ひとつ話をさせていただきます。

上野委員さんも一時、環境組合の議員をされていた訳でありますけれども、この委員会の中で協議出来ない部分として、地元との協定があるのですね。地元との協定を先にして、それから議題にして、話題に出していかなければならないという大きな問題がある訳であります。その辺をひとつご理解いただきたいと思います。

○磯会長

上野委員さん、よろしいでしょうか。

○上野（眞）委員

はい。

○磯会長

そのほか、何かございますか。

○畑岡委員

笠間市議会の畑岡です。

今、上野さんから県議会議員からもいろいろな助言をしていただいたのですけれども、エコフロンティアかさまに関して、私、地元の議員として、ちょっと要望したいと思うのですよ。公共処分場に関する基本計画の中で、安全・安心とか、地元振興策とか色々たっているのですけれども、笠間市の福田の中では、4分の1位ですか、賛成者がいないのが現在の状況なのですよ。そういう中で、協定書の中で、この安全面や振興策などを進めていくということはちょっと矛盾しているのではないかなと私は思うのですよ。地元の住民の要望が全然入っていないのが現状です。それでどのように振興策をやっているか、私、ちょっとお伺いしたいのですよ。この処理場がどのような形であっても結構ですよ。笠間のごみでも茨城県でも県外でも結構ですけれども、笠間の住民というか、地元の住民の安全性は全然確保しないのですね。はっきり言いまして、行政の怠慢ですよ。市長、会長として、このことは一番大事なことです。振興策とか随分うたってありますけれども、その中の8割も9割もやっていないのが現状でしょう。そういう中で、3月に合併したら、どのような振興策をやっていくとか、安全性はどのようにやっていくとか、協定書をどのように持っていくのですか。合併するのですから、私、ちょっとお聞きしたいのです。よろしくお願いします。

○磯会長

今まで進めてきたことにつきましては、旧笠間の中で、事業団との話し合いの中から進めて参りました。したがって、新しい市に、どういう形でこのことを引き継いでもらうかという部分になろうかと思います。行政としては、事業団には出来るだけ安全の方向を示していただいて、ここまで進めて参りました。なかなかご理解いただけないところもたくさんございますが、地元の皆さんに更に理解していただけるよう頑張っていきたいなと思っております。

合併後、新市の中での協定といいますか、新市の中での進め方としては、今までの笠間市の進め方を基本に進めていく以外にはないのだろうと理解しております。新市になって、今後の動きにつきましては、甚だ難しい部分もありますし、上野委員さんからそんなお話もございました。そういうことを含めて、事業団との話し合いの中で、今後、もっともっと安全な方向で進めてくれと言いつけていくことが今の仕事かなと思っております。今どうする、こうするということは、この協議会の中では省かせていただいた方がよろしいのかなと思っております。どうでしょうか。

○畑岡委員

会長、私、ちょっと要望したいのです。これから、「省かせていただく」

なんていう言葉は使わないでくださいよ。これは大事なことでしょう。本当は、これは３月まで四者協定を済ませて、合併に向かって、基本的なことはある程度やらなければならないのですよ。だから、今、上野さんが、笠間市も岩間も公共処分場があるのだけれども、今後、どのような扱いをするのですかということを行っているのでしょうか。その言い方はおかしいですよ。当然、３月までに基本的な四者協議をやるという形で、笠間市だけでやりましょうなんていうことは言わないでください。これは笠間市の問題でも友部の問題でもあるのですから、真剣に考えて、その話を進めるということでやってください。よろしくお願いします。

○磯会長

はい、わかりました。協定のことにつきましては、現在、笠間市が一生懸命になって進めている話でございます。したがって、合併後については、そのことについては、新市において決定していただくということになって参りますが、現時点では、この協議会の中ではちょっと別の問題だろうと思っております。もちろん、今の笠間市としましては、協定が結べるよう、更なる努力はしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○上野（眞）委員

それでは、先程の続きで、要望しておきます。合併して一つの市民になったときに、ごみの問題でトラブルが起きないように、安心して我々のごみを処理してもらえるように、ひとつ行政の中で進めていただきたい。要望しておきます。

○磯会長

ありがとうございます。

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○磯会長

よろしゅうございますか。それでは、特にないようでございますので、税務業務、生活環境業務、交通業務の調整方針について承認を求めたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○磯会長

異議なしということでございますので、税務業務、生活環境業務、交通業務の調整方針は承認されました。

次に、高齢者福祉業務、病院業務、保健衛生業務について、事務局から説明いたします。

## ○事務局

次に、高齢者福祉業務について報告いたします。現況調書は192ページから221ページでございます。

報告書は18ページ、現況調書は192ページをご覧ください。

1は生活管理事業短期宿泊事業でございますが、介護保険対象外の一定の高齢者に対する事業でございます。3市町ともに同様の事業であるため、調整方針は、現行のとおりとするものであります。

2は生活管理指導員派遣事業でございますが、同じく介護保険対象外の一定の高齢者に対する事業でございます。調整方針は、合併時に友部町及び岩間町の制度を再編し、統一するものでございます。

3は生きがい活動通所支援事業でございます。この事業につきましても、介護保険対象外の一定の高齢者に対する事業でございます。3市町ともに事業を実施しておりますが、施設の違いから内容面での相違がございます。社会福祉協議会への委託事業であるため、調整方針は、当面は現行のとおりとし、合併後調整するものとします。

現況調書195ページ、7は地域ケアシステム推進事業でございます。ひとり暮らしの高齢者等の支援のための制度でございまして、3市町ともに同様の事業であります。事業の停滞を防ぎ、また、社会福祉協議会と直接関連する事業でもあることから、調整方針は、当面は現行のとおりとし、合併の翌々年度に統一を図るものであります。

現況調書197ページ、8は配食サービス事業でございます。3市町ともに実施している事業でございますが、事業主体等に相違があり、また、現にボランティアの方が対応している事業であることから、調整方針は、当面は現行のとおりとし、合併後調整を図るものであります。

現況調書199ページ、9-4は介護者の会の育成でございます。現在、友部町のみ、会がございしますが、介護者の情報を含めた交流等のために必要な事業であるため、友部町の事業を基本に統一を図るものであります。社会福祉協議会の統合後の状況を考慮する必要があることから、調整方針は、当面は現行のとおりとし、合併後調整するものであります。

現況調書201ページ、13は高齢者住宅整備資金貸付事業でございます。笠間市及び友部町において制度化しておりますが、貸付限度額に相違がございます。高齢者福祉の向上の観点から、必要性があると判断できる事業であるため、調整方針は、合併時に笠間市及び友部町の制度を再編し、統一を図るものであります。

現況調書202ページ、14-1は家族介護用品支給事業、14-2は家族介護用品購入助成事業でございます。笠間市は記載されておりませんが、笠間

市は介護保険事業で、友部町は高齢者福祉事業で実施しております。高齢化社会の中で、介護者支援としての観点から、事業の有効性は高いと判断できることから、新市においても実施を図るものであります。助成額については、財政状況を考慮し、実際の利用者に見合った額で再度設定を行うなど、笠間市及び友部町の制度を再編し、統一を図るものであります。ただし、高齢者福祉事業で行うのか、介護保険事業で行うのかの事業の位置づけについては、介護保険料の試算等を行い、その影響等を踏まえた上で判断するものであります。調整方針は、合併時に笠間市及び友部町の制度を、事業の位置づけを含めて再編し、統一するものであります。

15-1は寝たきり老人介護慰労金事業でございますが、笠間市及び友部町で制度化しております。介護者の慰労、扶養意識の高揚を図る上で効果のある事業であるため、事業の存続を図るものであります。また、制度の趣旨などから、金額は低いですが、対象者の範囲が広い友部町の制度に統一を図るものであります。調整方針は、合併時に友部町の制度に統一するものであります。

現況調書204ページ、16は介護者リフレッシュ事業でございます。笠間市においては、記載がございませんが、社会福祉協議会において、介護者の会の年1回の日帰り研修等を実施しております。友部町において、寝たきり老人、認知症老人を在宅で介護する者を対象に事業を実施しております。介護者の慰労、扶養意識の高揚を図る上で効果のある事業であり、また、今後、在宅介護の必要性は増すと考えられるため、調整方針は、合併時に友部町の制度に統一するものであります。

報告書19ページ、現況調書212ページでございます。23は互助型在宅福祉サービス事業でございます。有償でのサービスでございますが、調整方針は、当面は現行のとおりとし、合併後調整するものとします。

現況調書214ページ、26は老人クラブ活動助成事業でございます。高齢者クラブの活動促進と健全育成を図るため、単位クラブ及び連合会に対して助成しております。既に協定項目17「補助金、交付金等の取扱い」で調整方針が出ておりますが、合併の翌年度に統一する方向で調整するものとします。

28は敬老会事業でございます。3市町ともに実施している事業であります。実施方法、対象等に相違が大きいことから、調整方針は、合併後、新市において調整するものであります。

現況調書216ページ、29は敬老祝金支給事業でございます。支給対象、支給金額等に大きな相違がございます。調整方針は、合併後、新市において調整するものとします。

30は福祉バス運行事業でございますが、笠間市のみ運行しております。「新市まちづくり計画」に位置づけられている事業であり、財政負担等を考慮しつつ、調整方針は、合併時には現行のとおりとし、合併後、運行拡大等について検討するものとします。

現況調書218ページ、34は金婚祝賀式でございます。笠間市は記念品の贈呈、友部町は会食並びに記念品を贈呈しております。調整方針は、笠間市及び友部町の制度を再編し、合併後に新たな制度を創設するものとします。

35-1は老人福祉施設設置協議会でございます。友部町、岩間町は職員による委員会を組織しております。新市において、新たに設置するものとします。

35-3は高齢者サービス調整チームでございますが、笠間市のみ設置しております。同様の内容を地域ケアシステム推進事業で行っているため、調整方針は、合併前に廃止するものであります。

36は高齢者住宅リフォーム助成事業でございます。調整方針は、介護予防の観点からの助成事業として、笠間市の制度を再編し、合併時に新たに創設するものとします。

37は高齢者地域支援体制整備・評価事業でございますが、高齢者の相談事業でございます。調整方針は、類似事業と再編し、合併の翌年度に廃止するものであります。

現在、国において、介護保険事業の制度改正を検討中であります。制度改正によっては高齢者福祉に影響を与えるものとなりますので、状況によっては調整内容と相違する方向性が現れることもあり得ることをお含みおき願いたいと存じます。

以上で高齢者福祉業務についての報告を終わります。

次に、病院業務について報告いたします。現況調書は307ページから310ページでございます。

報告書は20ページ、現況調書は307ページをご覧ください。

1は現況でございます。昭和34年2月1日に開設しております。診療科目は、内科、小児科、外科、皮膚科でございます。許可病床数は30でございます。

2-1は土地・建物でございます。協定項目5「財産の取扱い」において、1市2町の所有する財産はすべて新市に引き継ぐとの調整方針が既に出しております。

1-3は職員でございます。協定項目10「一般職の職員の身分の取扱い」において、新市に引き継ぐものとしての調整方針が出ております。

1-4は沿革、1-5は患者推移の現況でございます。

現況調書308ページ，2は決算状況でございます。一般会計からの運営補助の縮減など経営努力を行って参りましたが，新市においても，引き続き健全な財政運営に努めるものとします。

3は経理等，4は荣誉称号でございます。調整方針は，現行のとおりとします。

5の使用料，6の手数料については，協定項目15の「使用料，手数料等の取扱い」において調整方針が出ておりますが，現行のとおりといたします。

現況調書310ページ，8は施設の維持管理でございます。調整方針は，現行のとおりといたします。

以上で病院業務についての報告を終わります。

次に，保健衛生業務について報告いたします。現況調書は270ページから306ページでございます。

報告書は20ページ，現況調書は270ページをご覧ください。

3は健康づくり拠点施設でございます。協定項目5「財産の取扱い」で既に調整方針が出ておりますが，検診や予防注射などは居住地に近い場所で受けることができる環境を整備し，サービスの低下を招かないために，現行のとおり，保健センターを新市に引き継ぐものとします。

保健衛生業務につきましては，保健センターにおいて実施してきた事業を現行のとおり，または再編して統一し，実施していくものがほとんどでございます。主な事業のみ説明いたします。

4は休日診療でございます。調整方針は，当面は現行のとおりとし，委託費等を含めて，合併後速やかに調整するものとします。

5は献血事業でございますが，笠間市，友部町は連合会が実施主体となっております。献血事業については，連合会での実施が最も効率的かつ効果的と判断できるため，調整方針は，笠間市の制度を基本に統一を図るものであります。時期については，連合会の統合に合わせるものとします。

6は母子健康手帳の交付でございます。母子保健法に基づく制度であり，現に3市町で実施している制度であります。手帳の様式等に相違があるため，調整方針は，現行を再編し，統一するものであります。

また，父子手帳については，笠間市において第1子のみ交付しておりますが，父親としての役割を理解する一助として必要な事業であると考えられることから，笠間市の制度を基本に統一を図るものであります。

7は健康教育事業でございます。7-1両親学級から報告書21ページ，現況調書281ページ，7-26健康づくり事業まで各種の健康教育事業がございますが，ほとんどが現行のとおり，または現行を再編し，合併時に統一

し、実施して参ります。

現況調書282ページ，8は健康相談事業でございます。

8－1は育児相談事業でございますが，育児支援の観点から必要性がある事業であります。効率性の観点から，調整方針は，一般健康相談事業と統合し，統一するものであります。

報告書22ページ，現況調書286ページ，8－10は地域健康相談でございます。岩間町のみの事業でございますが，食生活講習会事業と統合し，統一するものとします。

このほか，健康相談事業は，現況調書289ページ，8－14健康手帳の交付まででございますが，現行のとおり，または再編し，合併時に統一してまいります。

9は健康診査事業でございます。

9－1は基本健康診査でございます。3市町ともに同様の事業でございますが，負担金等に相違があるため，調整方針は，現行を再編し，合併時に統一を図るものであります。

9－3－2は乳がん検診でございます。それぞれの保健センター等で実施しております。また，笠間市においては登録医療機関での検診も行っております。調整方針は，現行を再編し，合併時に統一します。ただし，医療機関検診については，合併後調整するものとします。

報告書23ページ，現況調書299ページ，10は予防接種でございます。

10－1は集団接種の概要，次のページ，10－2は個別接種の概要でございます。予防接種法に基づく制度であり，3市町ともに同様の制度であります。料金を含めた方法に相違があるため，調整方針は，現行を再編し，合併時に統一を図るものであります。

10－8は予防接種委員会等の設置でございますが，3市町ともに同様に設置している委員会であるため，調整方針は，合併時に新たに設置するものであります。

11は訪問指導でございますが，3市町ともに同様の事業であるため，調整方針は，現行のとおりとするものであります。

12は寝たきり老人等訪問歯科保健事業でございます。

12－1は事業概要でございますが，笠間市と友部町で実施しております。寝たきり状態の高齢者等の健康確保の観点から，口腔ケアの必要性は高いと判断できることから，調整方針は，合併時に笠間市及び友部町の制度を再編し，統一するものであります。

現況調書304ページ，17は健康推進員でございます。友部町のみの制度であります。各地区からの選出による推進員であることなどから調整を要

するため、調整方針は、当面は現行のとおりとし、合併後調整するものがあります。

19は健康づくり推進協議会でございますが、3市町とも設置しております。保健センター業務の基礎となる協議会であることから、調整方針は、合併時に新たに設置するものであります。

以上で保健衛生業務についての報告を終わります。

○磯会長

説明が終わりました。只今の事務局の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

○上野（眞）委員

1つだけお聞きしたいのは、休日診療のことなのですが、現行制度では、多分笠間を含まない中で、岩間と友部は医師会と相談して休日診療をやっていると思うのです。笠間は笠間で単独でやっているのではないかなという気がします。そういう中で、合併すると範囲が広がります。例えば乳幼児、あるいは急病人が出たときに、もちろん、友部には県立の大きな病院もございます。しかし、休日診療に努力していただいている医療機関が笠間地区、友部地区、岩間地区にそれぞれあると思いますが、私が心配するのは、岩間から笠間の休日診療の医療機関に行くのはちょっと大変だなと。まあ、なれないせいもあるだろうと思いますが。あるいは、笠間の方が岩間の休日診療の医療機関に来るのは大変ではないかなという気がいたしますので、でき得るならば、3つの地区の中に休日診療の機関を2つ置いてもらえるようにしたらいいのではないかなという気がいたします。救急性を要するような場合は、救急車が友部の中央病院あたりに連れていってくれるのだと思いますが、救急性を伴わなくても、子供などは、特に休みの前日あたりに病気になりがちだという例が多いようです。そういうことで、安心して休日診療を受けられるようにするには、できれば3つの地区の中で2つやってもらえればありがたいなと思うのですが、その辺はいかがでしょうね。

○事務局

只今のご質問でございますが、住民の利便性から、休日診療については、当面、2カ所を考えてございます。

○磯会長

よろしいですか。

○上野（眞）委員

はい。

○磯会長

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○磯会長

それでは、特にないようでございますので、高齢者福祉業務、病院業務、保健衛生業務の調整方針について承認を求めたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

異議なしということでございます。高齢者福祉業務、病院業務、保健衛生業務の調整方針は承認されました。

ここで休憩をとりたいと思います。10分間程休憩したいと思います。

(暫時休憩) (午後3時10分～3時20分)

(午後3時20分再開)

○磯会長

それでは、休憩を解いて再開いたします。

下水道業務、農業集落排水業務、上水道業務、工業用水道業務につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

次に、下水道業務について報告いたします。現況調書は408ページから416ページでございます。

報告書は24ページ、現況調書は408ページをご覧ください。

1は計画概要でございます。笠間市は公共下水道の全体面積が825ヘクタール、人口1万6,600人、友部町は1,403ヘクタール、人口が3万2,500人、岩間町は585ヘクタール、人口1万4,000人となっております。調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐものとします。

3は普及率向上の方策でございますが、水洗便所等改造資金融資斡旋規則がそれぞれございます。融資限度額は、1件目については、笠間市、友部町は60万円まで、岩間町は50万円までとなっております。両制度において、斡旋限度額や利率など、特に大きな差異がないため、調整方針は、友部笠間広域下水道組合の制度を基本に再編し、新たに創設するものとします。

現況調書410ページ、7は使用料・手数料でございます。既に協定項目15

「使用料，手数料等の取扱い」において，合併後３年を目途に統一するとの調整方針が出ております。減免・徴収規定は合併時に統一するものとします。

７－２は手数料でございます。指定工事店の登録，設備確認等の手数料でございます。友部笠間広域下水道組合の制度である指定工事店商標板交付については，事務の簡素化及び負担軽減のため廃止するものとします。排水設備計画の確認及び完成検査については，一連の行為であり，事務の簡素化及び負担軽減のため，調整方針は，岩間町の制度に統一するものとします。

８は負担金でございますが，現況調書に記載してありますように，受益者負担金については，笠間市，友部町は㎡当たり５５０円，岩間町は１筆当たり１８万円と㎡当たり２５０円を加算した額となっております。負担金額の算出は，事業費により算出されております。調整方針は，負担金は現在の処理区（負担区）ごとに現行のとおりとする。ただし，賦課決定年度は，友部笠間広域下水道組合の制度に統一する。

納期については，友部笠間広域下水道組合の制度に統一する。

負担金の一括納期，前納報奨金制度及び負担金の徴収猶予は，合併後３年以内に統一する。

減免規定については，合併時に友部笠間広域下水道組合の制度に統一するものとします。

現況調書４１２ページ，９－３は公共汚水枡設置基準でございます。両制度において，土地１筆につき１個が原則であります。友部笠間広域下水道組合の制度では，５００㎡以上の土地の場合，２個まで設置することができます。また，管理者が特に認めた場合においても２個まで設置が可能です。岩間町の制度では，２個以上設置する際，１個につき１８万円の負担金を設置者が負担することになります。調整方針は，友部笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創設するものであります。

９－５は区域外流入でございます。全体区域内外の取り扱いに違いがあるため，住民に対し公平に取り扱うことが適切であると判断し，調整方針は，友部笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創設するものとします。

以上で下水道業務についての報告を終わります。

次に，農業集落排水業務について報告いたします。現況調書は４１７ページから４２３ページでございます。

報告書は２５ページ，現況調書は４１７ページをご覧ください。

１は計画概要でございますが，友部町，岩間町が事業を実施しております。調整方針は，現行のとおり新市に引き継ぐものとします。

なお、新市において、生活排水処理整備計画（農業集落排水）を策定するものとします。

現況調書418ページ，3は普及率向上の方策でございます。排水設備工事補助金制度につきましては，友部町農業集落排水事業のみの制度でございます。供用開始後3年間に限り補助を行うものであるため，公共下水道で実施している排水設備工事に伴う利子補給制度等と調整を図るものであります。調整方針は，合併の前日に，友部町排水設備補助金制度を廃止し，合併時に新たに創設するものとします。ただし，友部町北川根地区については，平成15年10月に供用を開始しており，既に補助金を受けている受益者がいるため，区域内での公平を期すため，補助期限の平成18年9月末日まで存続するものとします。

5－3は土地賃貸契約でございますが，ポンプ施設制御盤用地の賃貸でございます。友部町は有償，岩間町は無償となっております。調整方針は，友部町の制度を基本に再編し，統一するものとします。

現況調書420ページ，7－1は分担金でございます。友部町は，全体事業費の5%相当額を計画戸数で割り，1戸当たりの分担金額を算出し，計画戸数と加入戸数との差額分は町費充当しております。事業完了後の新規加入者が支払う分担金相当額は町へ納入しております。岩間町は，全体事業費の5%相当額を加入戸数で割り，1戸当たりの分担金額を算出しております。事業完了後の新規加入者が支払う分担金相当額は維持管理組合へ納入され，大規模改修に伴う分担金として積み立てております。徴収時期については，友部町は7月と2月に徴収しておりますが，岩間町は年度末に一括徴収しております。また，減免基準は大きく異なっております。調整方針は，分担金については，事業実施地区ごとに現行のとおりとする。ただし，合併後，新規地区の分担金算出方法は，友部町の制度に統一する。徴収時期及び減免基準については，合併時に統一するものとします。

7－2は使用料，手数料でございます。既に協定項目15「使用料，手数料等の取扱い」において，使用料については，合併後3年を目途に統一するとの調整方針が出ておりますが，手数料については，岩間町の制度に統一するものとします。

10は整備計画策定委員会でございますが，整備計画策定委員会については，笠間市職員のみで構成される笠間市独自の制度であります。調整方針は，合併の前日をもって廃止し，新市において新たに笠間市農業集落排水事業審議会を設置するものとします。

以上で農業集落排水業務についての報告を終わります。

次に，上水道業務について報告いたします。現況調書は424ページから

429ページでございます。

報告書は26ページ、現況調書は424ページをご覧ください。

1は組織でございますが、協定項目13の「組織及び機構の取扱い」において調整してまいります。

2は財政指標等でございます。

3は経理等でございますが、水道料金が当面、現行のとおりとなり、段階的に調整することとなるため、3地区不均一となりますので、調整方針は、当面は3地区事業ごとに区分可能な会計処理を行い、処理方法については、現行を再編し、合併時に統一する。会計システムについては、合併時までに構築するよう調整するものとします。

5-1は水道料金でございますが、既に協定項目15「使用料、手数料等の取扱い」において、水道料金については、現行のとおりとし、合併後段階的に調整するものとするとの調整方針が出ております。

現況調書426ページ、6は加入金・分担金でございます。3市町ともそれぞれ差異がございます。負担公平の原則から、調整方針は、合併時に笠間市及び友部町の料金を基本に再編し、統一するものであります。

現況調書429ページ、11は浄水場等の維持管理体制でございます。それぞれ浄水場・中継ポンプ場について直営で管理しております。緊急時の対応、合理化・効率化の観点から1カ所での監視が望ましいことから、調整方針は、現行を再編し、合併時に統一するものとします。

以上で上水道業務についての報告を終わります。

次に、工業用水道業務について報告いたします。現況調書は430ページから431ページでございます。

報告書は26ページ、現況調書は430ページをご覧ください。

工業用水道事業については、岩間町のみの事業でございます。現況調書4の決算に記載されておりますが、平成15年度決算で計画事業所数は4社でございますが、現在事業所数4社、日量契約水量1,100 $\text{m}^3$ 、年間配水量17万8,812 $\text{m}^3$ となっております。現行のとおりとするものであります。

以上で工業用水道業務についての報告を終わります。

○磯会長

説明が終わりました。只今の事務局の説明について、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○磯会長

特にないようでございますので、下水道業務、農業集落排水業務、上水

道業務，工業用水道業務の調整方針について承認を求めたいと思います。  
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○磯会長

異議なしと認めます。下水道業務，農業集落排水業務，上水道業務，工業用水道業務の調整方針は承認されました。

続きまして，学校教育業務，生涯学習業務について，事務局から説明願います。

○事務局

次に，学校教育業務について報告いたします。現況調書は435ページから448ページでございます。

報告書は28ページ，現況調書は436ページをご覧ください。

8は教育に関する事務に係るO A化の推進でございますが，調整方針は，現行のとおりとし，年度計画により随時整備するものとします。

9は校舎老朽化対応でございますが，調整方針は，新市において，各学校の実態を調査し，地域間の格差を生じさせないように対応するものとします。

現況調書440ページ，16は通学区域でございますが，教育委員会規則により定められております。調整方針は，現行のとおりとし，合併後，児童・生徒の状況や地域の実情を踏まえ検討するものとします。

17は幼稚園の設置状況でございますが，公立の幼稚園は笠間市のみでございます。調整方針は，現行のとおりとします。笠間市立幼稚園については，新市において，合理化を図りながら，将来の必要性について検討するものとします。

18は就学奨励費補助でございます。調整方針は，現行のとおりといたします。

19はスクールバス運行管理業務でございますが，笠間市のみの制度でございます。調整方針は，現行のとおりとし，旧笠間市の地域のみ適用いたします。

20は遠距離通学費補助でございますが，笠間市及び岩間町に制度がございます。笠間市は小学校の遠距離小学生のバス通学者，自転車通学者に対して補助制度，岩間町は現在該当者はありませんが，長沢地区の4年生以下の児童の通学者に対してタクシーの送迎などの制度がございます。調整方針は，笠間市の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設するものとします。

21は部活動関係購入費でございます。備品代等については，必要に応じ

教育振興費に予算化しております。選手等移動代補助については、金額に相違がございますが、3市町とも補助しております。部活動補助については、友部町、岩間町において補助しております。調整方針は、友部町の制度を基本に再編し、合併時に新たに創設するものとします。

22は小・中学校卒業生記念品購入費でございますが、笠間市、岩間町において制度化しております。新市においては、友部町においても適用するものとします。調整方針は、笠間市及び岩間町の制度を基本に再編し、合併時に新たに創設するものとします。

現況調書 442ページ、26は私立幼稚園運営費補助事業でございます。友部町、岩間町において補助制度がございますが、金額において大きな差異があるため、慎重なる検討を要するものと思われれます。調整方針は、合併後、新市において統一に向け検討するものとします。

27は私立幼稚園就園奨励費補助事業でございます。調整方針は、現行のとおりといたします。

報告書29ページ、29は小中学校区審議会でございます。笠間市、友部町は条例、規則で審議会を設置しております。岩間町は教育施設整備委員会で協議することとしております。調整方針は、笠間市及び友部町の制度を基本に再編し、合併時に新たに創設するものとします。

現況調書444ページ、31は幼児施設設置協議会でございます。幼児施設の適正かつ合理的な設置を図ることを目的に3市町とも設置しておりますが、調整方針は、友部町の制度を基本に再編し、合併時に新たに創設するものとします。

32は奨学金貸付制度でございますが、笠間市のみの制度でございます。笠間市の制度に統一いたします。

34は私立幼稚園就園推進補助事業でございます。岩間町のみの制度でございますが、障害のある園児等の就園に対する補助制度でございます。調整方針は、合併後、岩間町の制度に統一するものといたします。

43は学校給食調理施設でございますが、笠間市、岩間町は給食センター方式、友部町は各学校単独調理施設でございます。調整方針は、現行のとおりとするものとし、合併後、将来の給食施設について検討するものとします。

45は給食費でございますが、それぞれ差異がございます。調整方針は、現行のとおりとします。

現況調書には記載されておりませんが、55としまして立志の船事業を追加させていただきたいと存じます。友部町のみの制度として実施している

事業でありまして、中学２年生全員を対象に、大洗からフェリーにて北海道への自然体験学習事業でございます。既に、18年度事業対象者である現中学１年生については、個人負担分の積み立てを行っているため、平成18年度は、友部町の地域を対象に現行のとおり実施し、平成19年度以降の実施については、合併後速やかに調整するものとします。

以上で学校教育業務についての報告を終わります。

次に、生涯学習業務について報告いたします。現況調書は449ページから472ページでございます。

報告書は30ページ、現況調書は449ページをご覧ください。

1は公民館の設置状況及び利用状況でございます。既に「財産の取扱い」等において、新市に引き継ぐものとしての調整方針が出ております。

現況調書450ページ、2は公民館運営・管理でございます。調整方針は、当面の間は現行のとおりとし、新市において段階的に統一するよう調整するものとします。

5－1社会教育委員、5－2公民館運営審議会でございますが、新市において新たに設置するものとします。

6の公民館等使用料については、現行のとおりとし、新市において調整するものとします。

現況調書452ページ、8はその他の社会教育事業でございます。成人式、文化祭等記載されておりますが、各種事業については新市に引き継ぎ、事業内容については、地域性を配慮しつつ、同種の事業は統合するなど調整に努めるものであります。調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整するものとします。

現況調書454ページ、9は博物館等でございます。友部町において歴史民族資料館がございますが、建物そのものが国の登録有形文化財に登録されております。現行のとおり新市に引き継ぎます。

14は文化財保護審議会でございます。調整方針は、新市において新たに設置するものとします。

現況調書456ページ、18は指定文化財でございます。現況調書458ページまで、国指定文化財から市町の指定文化財が記載されております。現行のとおり新市に引き継ぎます。

19は文化財保護計画の策定でございます。調整方針は、新市において新たに策定するものとします。

現況調書459ページ、22は図書館の施設概要でございます。3市町それぞれ独立館として設置してございます。現行のとおり新市に引き継ぐものであります。

23-1は図書館協議会でございます。新市において新たに設置するものであります。

24は図書館の運営基本方針でございます。それぞれ定められております。調整方針は、新市において新たに制定するものとします。

報告書31ページ、現況調書460ページ、26は館内奉仕でございます。開館日等定められております。開館時間、貸出冊数に相違がございます。調整方針は、合併時においては現行のとおりとし、新市全体のサービスの公平性を確保するため、合併後統一するよう調整するものであります。

29は社会体育施設の概況でございます。

29-1は設置状況でございますが、463ページまで、総合運動公園等の施設状況が記載されております。

現況調書464ページ、29-4は使用料及び減免等でございますが、467ページまで記載されております。現況調書には岩間町の海洋センターのプール使用料の記載が漏れております。プール使用料として、小・中学生100円、高校・大学生・一般200円、ロッカー使用料100円と定められております。3市町とも独自の使用料を定めております。原則として現行のとおりとし、新市において調整を図るものであります。

30はスポーツ振興事業でございます。次のページ、468ページまで記載されております。調整方針は、現行のとおりとし、合併後、新市において調整するものとします。

33は体育指導委員関係でございますが、3市町とも設置しております。スポーツ振興法の規定により、体育の振興を図るためには設置する必要があります。調整方針は、新市において新たに設置するものとします。

次のページ、470ページの35はスポーツ振興審議会でございます。3市町ともスポーツ振興法に基づき設置しております。調整方針は、新市において新たに設置するものとします。

36はスポーツ推進員でございますが、友部町、岩間町のみの制度でございます。調整方針は、合併の前日をもって廃止するものとします。

38は青少年相談事業でございますが、笠間市は青少年センター相談員、友部町、岩間町は青少年相談員として活動しております。調整方針は、合併時に笠間市の制度に統一いたします。

現況調書472ページ、41はその他の文化振興策でございますが、友部町で開催している「クールシェヴェール国際音楽アカデミーinともべ」でございます。友部町独自の事業であり、平成18年度も予定されております。調整方針は、現行のとおりといたします。

以上で生涯学習業務についての報告を終わります。

○磯会長

事務局の説明が終わりました。只今の事務局の説明について、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○上野（眞）委員

大変素朴な質問をするのですが、合併したときに、現在の小・中学校の名称はどうなるのでしょうかという父兄からの話が十分あるのです。多分、笠間市立岩間第一小学校なんていう名前はないだろうなと思うのですけれども、名称のつけ方について、どのように考えてらっしゃるのかなということで、ぜひ聞いていただきたいという要望がございましたので、ご質問します。

○事務局

只今のご質問でございますが、基本的にはそのまま、笠間市立何々小学校とか何々中学校、現在使われている名前を使うことになろうかと思えます。

○磯会長

よろしいですか。

○上野（眞）委員

はい。

○宮本委員

岩間の宮本でございます。

やはり父兄の方から、今は第二小学校ですけれども、岩間の前の合併前、南川根小学校という名前があって、そういうものをつけてもらえないかなというお話も聞いたのですが、こんなことはどうなのでしょう。

○事務局

議論の過程ではそういう話もあったようですが、校歌とか、学校で今現在使われているものがいろいろございまして、そういう中では、現状のままとするのがよろしいのではないかなといった議論の過程がございます。

○磯会長

よろしいですか。

○宮本委員

はい、わかりました。

○磯会長

そのほかございませんか。

○桑野委員

友部の桑野です。

こんな質問をしたら笑われるのではないかと思うのですが、今までの調

整方針を見ますと，１市２町でやっていなかったものをしていきましようというのがずっと出てくるのですよ。そうしますと，財源的にどうなのかなという素朴な疑念があるのですが，それらについての試算はあるのかどうか，ちょっとお伺いしたいと思います。

○事務局

考え方として，現在の３市町の予算総額を超えない範囲で調整に努めております。ただ，１市または１つの町がやっていたものを３つに広げろということになれば，それだけ底辺が拡大しますので，費用も増してくるということがありますが，現在まで１,３００位の項目を協議会に上げてございます。その中で，これはあくまで人件費などは全く除いたもので，粗い数字なのですが，概算で申し上げますと，今現在，差し引きで５,０００万円位増えているかなということでございます。ただ，これから職員の削減とかで人件費等が削減することもありますので，何とか現行の費用の中で調整できるのではないかなという見通しでございます。

○磯会長

よろしいですか。

○桑野委員

はい。

○磯会長

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

それでは，特にないようでございますので，学校教育業務，生涯学習業務の調整方針についての承認を求めたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○磯会長

異議なしということでございますので，学校教育業務，生涯学習業務の調整方針は承認されました。

以上で本日の報告事項は終了いたしました。

その他としまして，事務局から連絡事項などがありましたらお願いいたします。

○小松崎事務局長

それでは，事務局より３件ほど，１件についてはご回答，２件についてはご報告ということでさせていただきたいと思います。

まず，第１件目でございますけれども，先般の第６回の協議会の中で，商工会館等の整備に対しまして，合併特例債の活用はできないかといったご質問をいただいております。それに対しまして，担当次長より回答させ

ますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

先般、第6回の協議会で上野委員よりご質問がありました特例債の件がありますが、合併特例債事業は、新市のまちづくりの根幹となる事業に適用するものであり、事業主体が自治体となる公共的施設の整備であることが大前提となっております。したがって、ご質問に対する回答は、残念ながら不可能ということになってしまいます。

なお、合併に際しましては、既存の商工会館の増築・改修等につきまして、茨城県において財政的支援制度があることをご紹介します。

○磯会長

上野委員さん、よろしいですか。

○上野（眞）委員

原則として、特例債は、自治体に対する適用だということを今聞いた訳ですが、商工会館というよりも、商工会という組織を自治体に置かなければならないという制度の中で、商工会が置かれてきた経緯があるのですね。私が言った、特例債を何とか運用できないかというお話は、そういうことで理解はできますが、これから3つの商工会を合併しなければならないとかいろいろな作業がございます。そういう中で、残された施設を整備しなければならない時期が来るだろうと思うのです。そういう時に、新たな自治体の中で、十分なるご理解をいただいて整備できるようにご支援をお願いしたいなと。もちろん、県のそういう制度もお聞きしておきますが、あわせてお願いしたいなと思います。

○小松崎事務局長

2件目でございますけれども、合併に伴いまして、幹線道路網の整備ということで合併特例債事業が現在計画されているところでございますが、その事業につきまして、財源的に有利な事業の指定が受けられたところでございます。その内容について、担当次長より報告させたいと思います。

○事務局

この件につきましては、本日の会議で、「地域再生法に基づく地域再生計画について」という資料をお手元に既にお配りしてあるかと思います。これについては、「新市まちづくり計画」の中でも記載されてありますが、幹線道路の整備の中の合併特例債事業について、財源的に有利な制度を見出しましたので、それを活用するというものです。これは地域再生計画道整備交付金なるものでありまして、資料の4ページにありますように、先般、小泉首相より認定書を授与されました。

この特例債事業については、1ページに紹介してあるのですが、笠間小

原線，友部池野辺線，大渕飯田線，友部地区の町道１級12号線，町道１級3号線，町道２級10号線，岩間地区の町道１級12号線でございます。

なお，合併特例債事業については，このほかに岩間で２件，笠間で１路線あるのですが，ここに列記してあります７つの路線を，合併特例債事業とあわせて，道整備交付金事業で整備するということで，下段に書いてありますが，道整備交付金として50％をいただき，残りを合併特例債47.5％，一般財源2.5％で充てる。一般財源の持ち出しは2.5％でできるということでございます。従来，合併特例債事業として充てたものを，補助に近い形なのですが，道整備交付金として50％の交付金を適用するということで，より有利な財源を見出したというご報告でございます。

３ページに，これらの路線についての整備箇所を明記してあります。

以上，報告を終わります。

○磯会長

この件について，何かご質問，あるいはご意見がございますか。

（「なし」の声あり）

○磯会長

よろしいですか。

では，事務局でほかに……。

○小松崎事務局長

それでは，なければ３番目でございますけれども，本庁舎となります友部町庁舎の増築の現在の進捗状況及び今後の計画について，担当次長より説明させます。よろしくお願いいたします。

○事務局

お疲れのところ，申しわけありません。最後の報告になります。

これもお手元にお配りしてあります，「友部町役場庁舎増築スケジュール」でございます。この件は，前々回，６月２日の協議会でご報告いたしました増築の件でございますが，既に設計委託を発注しておりまして，現在，実施設計を進めているところであります。８月にそれぞれの市町で予算化，入札，友部議会において本契約の議決，２月，工事完了と予定しております。なかなか厳しいスケジュールではありますが，この事業の財源負担については，３市町の負担となります。また，起債につきましては，合併推進債を使う予定でございます。この合併推進債につきましては，合併前，つまり３月19日までは完全に竣工していなければならないという前提がございますので，日程には十分留意して進めていきたいと思っております。

なお，２枚目にA3で示してありますが，現在の友部庁舎の南側奥の部分に２階建てのおよそ1,000㎡の増築を今進めております。後ろの擁壁等

は若干セットバックしまして、できるだけ敷地の拡張をあわせて計画しております。

○磯会長

庁舎の増改築について、何か……。

○渡辺委員

笠間の渡辺でございます。

その増改築に対する直接の質問ではないのですが、庁舎に関することなので、この場をお借りしまして、ちょっとお尋ねします。

今回、友部町役場が本庁舎、笠間、岩間が支所ということになる訳でございますが、合併時、一気に友部町にそれなりの職員を配置するということとございまして、増改築が行われる訳でございます。しかし、笠間、岩間支所に関しては、若干寂しさを感じるというのが私の正直な気持ちでございます。そういうことから、数年間は適用できるような部もしくは委員会等を支所に1つか2つ配置してくれるような、その地域に対する配慮をしてもらえるかどうかお尋ねいたします。

○事務局

只今の渡辺委員さんのご指摘のとおり、当合併協議会においては、本庁を友部町役場にし、笠間市役所並びに岩間町役場については、総合的機能を持つという条件というか、一文が入ってございまして、総合的機能を持つ支所とするということで合併協議会で確認いただいた訳です。只今、その方向に従いまして、組織の検討をさせていただいているところでございます。残念ながら、きょう時点において、組織はまだ固まってございませんので、このようになりますというご報告は後日ということにさせていただきたいと思いますが、合併の先行事例地等を十分に参考にさせていただき、検討させていただいている段階でございます。総合的機能を果たすために、単に住民票や戸籍謄本を発行するだけの総合的な窓口を置くだけではなくて、建設や産業振興などを行うための、つまり、住民サービスが低下しないような形での組織ということで考えさせていただいているというのが現状でございます。

○磯会長

よろしいですか。

○渡辺委員

はい。

○磯会長

そのほかございますか。

(「なし」の声あり)

○磯会長

よろしいですか。

大変慎重なご審議，ありがとうございました。私の議長としての任を解かせていただきたいと思います。ご協力，大変ありがとうございました。

○小松崎事務局長

それでは，続きまして，私から事務的なお願いをしたいと思います。次回の協議会の日程について，この場をお借りしてお知らせしておきたいと思います。

次回，第8回の協議会でございますけれども，9月28日水曜日，午後1時半より笠間市民体育館2階会議室で行いたいと予定しております。

若干時間を置くこととなりますけれども，第9回の協議会につきましては，11月8日火曜日，午後1時半，友部町の社会福祉会館の2階で開催する予定でございます。

それでは，以上をもちまして，第7回笠間市・友部町・岩間町合併協議会を閉会させていただきます。

長時間に渡りましてご協力，ありがとうございました。

（午後4時10分 閉会）